

別表（第3条関係）

1 交付区分	2 交付対象事業	3 事業実施主体	4 交付率	5 限度額	6 審査会による審査	7 交付対象経費
地域創造型	次に掲げる事業とする。 (1)地域資源を生かした地域づくり活動 (2)歴史、文化伝統行事の保存・活用に係る活動 (3)都市部との交流事業、町内他地域との連携による地域活動 (4)地域の防災、住民同士の支え合いに係る活動 (5)男女共同参画の推進に係る活動 (6)その他特に町長が認める活動 ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。 (1)営利を目的としたもの (2)自治会内での親睦を目的とするもの	ア 集落または自治会、連合自治会組織 イ 営利を目的としない住民グループ	1/2 ※事業の新規性、先駆性が認められる場合は、2/3	20 万円	有	交付事業を実施するために必要と町が認める経費。ただし、下記のほか、交付対象として不適当と認められる経費は対象外とする。 (1)食糧費：事業(作業等)にかかる飲物、食事づくりの食材は対象とするが、弁当購入および酒席を伴うものは対象外とする。 ただし、集落活性化型Aに限り、事業にかかる飲食代(弁当購入含む)も対象とする(酒代は対象外)。
集落活性化型A	自治会の会員同士の親睦や交流を深める目的で行われる行事、座談会等とする。少子高齢化・後継者不足等を抱える地域の下支えを行い、地域活性化のきっかけづくりを図る。	自治会	10/10	2 万円	無	(2)人件費：賃金、報償費(講師謝金除く)等 (3)講師謝金は事業費の5割以内とする。
集落活性化型B	自治会が単独または他自治会と連携して継続的に取り組む事業で、集落機能の維持・保全・向上に関する事業。自治会がこの事業に取り組む場合、3万円を限度として集落活性化型Aに上乘せすることができる。なお、集落機能の維持・保全・向上に関する事業とは、次に掲げる事業とする。 (1)集落点検の実施と地域づくりに向けた話し合いの実施。なお、事業報告時に報告書を提出すること (2)地域固有の景観、歴史、文化伝統等、地域資源の維持・保全に関する活動 (3)地域における生産活動の維持・向上に関する活動 (4)地域住民同士で行う生活の維持・向上に関する活動 (5)その他町長が認める活動	自治会	10/10	3 万円	無	(4)宗教的儀式に直接関連する経費(玉串料、お神酒代など)は対象外とする。 (5)備品購入費：事業遂行に直接必要のないもの。なお、事業を継続して行う場合で、同一備品の継続購入は原則として認めないが、その必要性・明確性・妥当性を第3欄に掲げる者が示し認められれば、この限りではない。

チャレンジ型	自治会が持続可能な地域を目指した事業を実施する場合、5万円を限度として集落活性化型事業A、Bに上乗せすることができる。 なお、持続可能な地域を目指した事業とは、次に掲げる事業とする。 (1)視察、研修学び、つながりから始める人づくり事業 (2)コミュニティビジネス等活性化事業 (3)地域リーダー、支援員、養成事業(防災士、健康ゲーム指導士等)地域活動に必要な資格を取得する場合は、予算の範囲内で資格取得に要する経費を追加交付する。 (4)地域づくり実践事業(地域で暮らし続けるための仕組みづくり、地域住民同士で行うスマホ教室等) 地域づくり実践事業を実施する場合、活動への自治会内参加人数×500円を奨励金として予算の範囲内で追加交付する。	自治会	10/10	5万円	無	資格取得に要する経費について チャレンジ型(3)地域リーダー、支援員、養成事業に係る資格取得に要する経費については、下記のとおりとする。 (1)対象者：自治会内に住所を有し、自治会の推薦を受けた方で、資格取得後、資格を生かした地域活動を実践できる方 (2)対象経費：資格取得のために要した受講料、受験料、登録申請料、その他町長が必要と認める経費。 (3)交付金の額：対象経費の全額とする。(1人当たり20,000円を上限) 奨励金について (1)対象事業：チャレンジ型(4)地域づくり実践事業を実施する場合に限り交付するものとする。 (2)交付額：自治会内参加人数×500円とする。 (3)支給対象となる事業は、年2回を上限とする。。
---------------	---	------------	--------------	------------	----------	--